道路占用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 占用物件の種類 | 区分 | 単位 | 占用料（円） |
| 法第３２条第１項第１号に掲げる工作物 | 第１種電柱 | １本１年につき | ９９０ |
| 第２種電柱 | １本１年につき | １，５００ |
| 第３種電柱 | １本１年につき | ２，０００ |
| 第１種電話柱 | １本１年につき | ８８０ |
| 第２種電話柱 | １本１年につき | １，４００ |
| 第３種電話柱 | １本１年につき | １，９００ |
| その他の柱類 | １本１年につき | ８８ |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ１メートル１年につき | ９ |
| 地下に設ける電線その他の線類 | 長さ１メートル１年につき | ５ |
| 路上に設ける変圧器 | １個１年につき | ８６０ |
| 地下に設ける変圧器 | 占用面積１平方メートル１年につき | ５３０ |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | １個１年につき | １，８００ |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | １個１年につき | ７４０ |
| 広告塔 | 表示面積１平方メートル１年につき | ２，２００ |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | １，８００ |
| 法第３２条第１項第２号に掲げる物件 | 外径が０．０７メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ３７ |
| 外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ５３ |
| 外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ７９ |
| 外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | １１０ |
| 外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | １６０ |
| 外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ２１０ |
| 外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ３７０ |
| 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | ５３０ |
| 外径が１メートル以上のもの | 長さ１メートル１年につき | １，１００ |
| 法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設 |  | 占用面積１平方メートル１年につき | １，８００ |
| 法第３２条第１項第５号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が１のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００４を乗じて得た額 |
| 階数が２のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００６を乗じて得た額 |
| 階数が３以上のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００７を乗じて得た額 |
| 上空に設ける通路 | 占用面積１平方メートル１年につき | １，１００ |
| 地下に設ける通路 | 占用面積１平方メートル１年につき | ６６０ |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | １，８００ |
| 法第３２条第１項第６号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積１平方メートル１日につき | ２２ |
|  | その他のもの | 占用面積１平方メートル１月につき | ２２０ |
| 令第７条第１号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積１平方メートル１月につき | ２２０ |
| その他のもの | 表示面積１平方メートル１年につき | ２，２００ |
| 標識 | １本１年につき | １，４００ |
| 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | １本１日につき | ２２ |
| その他のもの | １本１月につき | ２２０ |
| 幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積１平方メートル１日につき | ２２ |
| その他のもの | その面積１平方メートル１月につき | ２２０ |
| アーチ | 車道を横断するもの | １基１月につき | ２，２００ |
| その他のもの | １基１月につき | １，１００ |
| 令第７条第２号に掲げる工作物 |  | 占用面積１平方メートル１年につき | １，８００ |
| 令第７条第３号に掲げる施設 |  | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０３１を乗じて得た額 |
| 令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料 |  | 占用面積１平方メートル１月につき | ２２０ |
| 令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設 |  | 占用面積１平方メートル１月につき | １８０ |
| 令第７条第８号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００９を乗じて得た額 |
| 上空に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０１７を乗じて得た額 |
| 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの | 階数が１のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００４を乗じて得た額 |
| 階数が２のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００６を乗じて得た額 |
| 階数が３以上のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００７を乗じて得た額 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０２５を乗じて得た額 |
| 令第７条第９号に掲げる施設 | 建築物 | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０１２を乗じて得た額 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００９を乗じて得た額 |
| 令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０２２を乗じて得た額 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．００９を乗じて得た額 |
| 令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０１２を乗じて得た額 |
| 上空に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０２２を乗じて得た額 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０３１を乗じて得た額 |
| 令第７条第１２号に掲げる器具 |  | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０２５を乗じて得た額 |
| 令第７条第１３号に掲げる施設 | トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０１２を乗じて得た額 |
| 上空に設けるもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０２２を乗じて得た額 |
| その他のもの | 占用面積１平方メートル１年につき | Ａに０．０３１を乗じて得た額 |